

西尾市 公私立保育園・認定こども園（保育園コース）

# 入園のご案内

● 令和 8 年度 入園用 ● 0710



## ◆もくじ

|                   |       |                   |         |
|-------------------|-------|-------------------|---------|
| 1 保育園・認定こども園とは    | …P2   | 9 認定申請・入園申込に必要なもの | …P7     |
| 2 「保育の必要性」の認定     | …P2   | 10 保育料・副食費について    | …P8～9   |
| 3 入園申込ができるのは      | …P3   | 11 長時間保育について      | …P10    |
| 4 入園可能年齢等について     | …P3   | 12 入園Q & A        | …P11    |
| 5 保護者が育休中の場合の入園   | …P4   | 13 保育園・認定こども園一覧表  | …P12～13 |
| 6 入園基準に該当しない児童の入園 | …P4   | 14 申請書等記入例        | …P14～16 |
| 7 特別保育について        | …P4～5 | 15 新年度入園について      | …P17～19 |
| 8 申込から入園までの流れ     | …P6   |                   |         |

にしおしやくしょ  
西尾市役所

(1階)

ほいくか

保育課

にゅうえんたんとう  
入園担当

TEL 0563-65-2110 (直通) FAX 0563-54-9244 (直通)

〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地

URL <http://www.city.nishio.aichi.jp>

E-mail [kodomo@city.nishio.lg.jp](mailto:kodomo@city.nishio.lg.jp)

## 1 保育園・認定こども園とは

**保育園** 保護者（※1）が仕事や疾病のため保育を必要とする場合に、保護者にかわって保育をすることを目的とする児童福祉施設です。このため、「集団生活に慣れるため」「社会生活を身に付けるため」という理由では入園できませんので、ご注意ください。

（※1）保護者⇒児童の扶養義務者である「保護者」とは、父母のことを指し、同居の祖父母やおじおばは含みません。

**認定こども園** 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設です。

## 2 「保育の必要性」の認定

保育園・認定こども園（保育園コース）の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

認定を受けることができるのは、保護者のいずれの方も下表の基準に該当する場合です。

| 保育を必要とする事由 |                                               |            | 認定の基準（条件に満たない場合は入園できません。）                                                                                                                       |
|------------|-----------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅外労働      | 保護者が、<br>居宅外で仕事<br>をしている場合                    | 外 勤<br>自営業 | 1 か月の労働時間<br>60時間以上                                                                                                                             |
|            |                                               | 農漁業        | 1 か月の労働時間 60時間以上                                                                                                                                |
| 居宅内労働      | 保護者が、<br>居宅内で児童と離れて<br>日常の家事以外の仕事<br>をしている場合  |            | 1 か月の労働時間<br>60時間以上                                                                                                                             |
| 出産         | 保護者が、<br>出産前後である場合                            |            | 予定日の6週間前から出産後8週間までは入園できます。【期限付入園】<br>※出産後または流産後の経過が思わしくない場合は、治癒するまで、入園が可能な場合があります。                                                              |
| 疾病・障害      | 保護者本人に、<br>疾病・ケガ、または<br>心身に障害がある場合            |            | 医師の診断書または障害者手帳等により、保育ができないと認められる程度の疾病、または心身に障害があると認められる場合 【期限付入園】                                                                               |
| 家族介護等      | 保護者が、<br>疾病、または心身に障<br>害がある家族を常時<br>介護等している場合 |            | 1 か月の介護等の時間 60時間以上<br>【期限付入園】                                                                                                                   |
| 災害         | 保護者が、<br>災害（震災、風水害、<br>火災等）の復旧にあた<br>る場合      |            | 災害により児童の居宅を失い、または破損した場合にその復旧のため保育ができない場合<br>【期限付入園】                                                                                             |
| 就学         | 保護者が、<br>将来就労につながる<br>就学をしている場合               |            | 1 か月の授業時間 60時間以上<br>※1 か月以上の長期休暇がある場合は、その間の認定基準を満たす就労証明書の提出が必要となります。                                                                            |
| 特例         | その他                                           |            | 上記以外で明らかに保育を必要とする状態にある場合 【期限付入園】<br>・虐待やDVのおそれがある ・求職活動中（最長3か月間）<br>・保護者が育児休業中の3歳以上児の場合、将来的に保育を必要とすることが想定されるため入園できる場合があります。詳しくはP 4 <b>5</b> を参照 |

## 認定について

保護者の就労等保育が必要な時間によって認定の必要量が決まります。必要量によって保育料等が無償化となる場合があります。

- ・ 保育標準時間 …… 就労等で1か月120時間以上
- ・ 保育短時間 …… 就労等で1か月60時間以上

※入園に必要な認定の基準とは異なります。



## 認定の3つの区分

| 認定区分 | 対象者                                               | 主な利用先                  |
|------|---------------------------------------------------|------------------------|
| 1号認定 | 3歳以上のお子さんと、保育を必要とせず、教育を希望する方                      | 幼稚園<br>認定こども園          |
| 2号認定 | 3歳以上のお子さんと、保護者の就労や疾病などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 | 保育園<br>認定こども園          |
| 3号認定 | 3歳未満のお子さんと、保護者の就労や疾病などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 | 保育園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育 |

## 3 入園申込ができるのは《入園の基準》

保育園・認定こども園（保育園コース）に入園できるのは、次の①と②の要件をすべて満たす場合です。

- ① 入園児童が西尾市に住民登録し、実際に西尾市にお住まいの方
- ② 3つの認定区分のうち2号認定、3号認定の認定を受けた方

※同じ家屋内に住んでいる（＝同一生計の）祖父母（65歳未満）がいる世帯は、自己申告書を提出してください。就労等（児童を保育できない理由）がない場合は、西尾市保育園・認定こども園入園選考基準において減点対象になります。同一生計でない別世帯として認定されるのは、同一敷地内の別家屋または同一家屋で、玄関、台所、風呂が別々に設置され、光熱費等が別であり、世帯ごとに生活が完全に独立している場合です。

なお、保護者の海外赴任による「別居」と離婚成立後や内縁関係にある方との「同居」は、同一生計とみなす場合があります。

※定員に余裕のある指定された園に限り、3歳以上児で2号認定を受けられない保護者の子ども（特別利用保育利用児）が入園できる場合があります。詳しくは、P46を参照

※3歳未満児の入園児童が急増しているため、入園が厳しい状況です。入園申込をしても、希望通り入園できない場合がありますことをご了承ください。

## 4 入園可能年齢等について

令和8年度に入園可能な児童および本案内に記載の年齢詳細については、次のとおりです。

| クラス年齢（記載年齢） |     | 該当児童の生年月日（西暦）       |
|-------------|-----|---------------------|
| 3歳以上児       | 5歳児 | 2020年4月2日～2021年4月1日 |
|             | 4歳児 | 2021年4月2日～2022年4月1日 |
|             | 3歳児 | 2022年4月2日～2023年4月1日 |
| 3歳未満児       | 2歳児 | 2023年4月2日～2024年4月1日 |
|             | 1歳児 | 2024年4月2日～2025年4月1日 |
|             | 0歳児 | 2025年4月2日以降生まれ      |

| 記載年齢  | 該当者の生年月日（西暦）   |
|-------|----------------|
| 18歳まで | 2008年4月2日以降生まれ |
| 65歳未満 | 1961年4月2日以降生まれ |

## 5 保護者が育休中の場合の入園 **特列入園【3歳以上児対象】**

保護者が育休休業中の場合、将来的に保育を必要とすることが想定されるため、次の要件を満たす方に限り入園の受付をします。ただし、保育を必要とする程度が低いため、希望される園の入園が難しい場合があります。

|         |                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------|
| 入 園 年 齢 | 3歳以上児 ※3歳未満児（乳児）は対象外です。                                          |
| 入 園 基 準 | 保護者が育休中で、入園予定のお子さんが在園中（小学校就学まで）に職場復帰される方（住民登録等の条件は保育に欠けるお子さんと同じ） |
| そ の 他   | ①長時間保育は利用できません。保育時間は午前8時から午後4時までです。<br>②土曜日保育、休日保育は利用できません。      |

## 6 入園基準に該当しない児童の入園 **特別利用保育利用児【3歳以上児対象】**

保育の必要性（P2参照）の認定において2号認定に該当しない児童で、次の要件を満たす場合、市が指定した定員に余裕のある園に限り、入園できる場合があります。

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入 園 年 齢             | 3歳以上児 ※3歳未満児（乳児）は対象外です。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 入 園 基 準             | 保育の必要性の認定において2号認定に該当せず、1号認定を受けた児童                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 申 込 書 類             | ①保育園・認定こども園（保育園コース）入園申込書<br>②施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 <1号認定>                                                                                                                                                                                                                          |
| 通 常 保 育             | 平日 午前8時30分～午後2時30分<br>※土曜日保育、休日保育、長期休業中（夏休み、冬休み、学年末・学年始）は利用できません。<br>夏休み…7月中旬～8月末、冬休み…年末年始、<br>学年末・学年始…3月下旬～入園式前日まで<br>※保育料・給食費（うち副食費）はP8、9をご参照ください。                                                                                                                                      |
| 特 別 利 用<br>預 かり 保 育 | 《平日》 午後2時30分～午後4時30分（開園時間まで）・・・1回300円<br>《長期休業中》午前8時30分～午後4時30分（開園時間まで）・・・1日1,000円<br>午前 午前8時30分～午後0時30分 ……1回500円<br>午後 午後0時30分～午後4時30分（開園時間まで）・・・1回500円<br>※利用回数 1か月14日以内<br>※長期休業中の特別利用預かり保育を利用し、給食を受ける場合は、別途1食当たり副食費200円を徴収させていただきます。<br>※当日のキャンセルは有料です。<br>※申込方法等詳細は、後日決定園を通じてご案内します。 |

## 7 特別保育について

### ◆休日保育【実施園：ハツ面・矢田つぼみ保育園】

休日保育は、市内保育園・認定こども園（保育園コース）在園中の児童で、保護者の就労等の事情により、日曜日または祝日（年末年始の12月29日～1月3日を除く）に家庭で保育が受けられない児童を保育するサービスです。利用する場合、休日保育実施園まで直接送迎が必要です。

対象年齢◇【ハツ面】生後6か月以上 【矢田つぼみ】生後57日以上

最長保育時間◇【ハツ面】日曜日：午前7時30分～午後7時 祝日：午前7時30分～午後6時30分  
【矢田つぼみ】祝日：午前7時～午後7時

利用時間は、通常利用している保育時間内に限ります。

申込方法◇初回利用の際に、ホームページより「休日保育利用登録申請」をしてください。

利用前月10日までに、「休日保育利用申込申請」をしてください。

利用料◇利用料はかかりません。ただし、休日保育を利用した日数分（日曜日利用分のみ）、平日に園をお休みしていただきます。

## ◆病児・病後児保育【実施施設：KIRARA 保育園（病後児保育のみ）・にじいろほいくえん】

病児・病後児保育は、疾病または疾病の回復期の児童（生後6か月～小学校4年生）を看護師などが一時的に預かる保育サービスです。

### 実施施設【KIRARA 保育園（病後児保育室 きらら）】

保育時間◇平日：午前8時～午後6時 ※土日・祝・年末年始を除く。

利用料◇1日あたり2,000円（食事等の提供を受けた場合は、別途負担）

申込方法◇①事前に利用登録書を在籍する施設に提出する。施設に在籍していない場合は、保育課または実施施設に提出する。

②利用日前日の各施設の定める受付時間までに、利用予約を行う。

③医師連絡票と利用申込書を提出する。

無償化◇保育園等を利用しておらず、保育の必要性の認定2・3号（3歳未満児は非課税世帯）に該当する児童は、利用料が無償化の対象になる可能性があります。なお、無償化の対象になる場合は、事前に給付認定申請を行う必要がありますので、保育課にお問い合わせください。

連絡先◇KIRARA 保育園（Tel0563-56-8810）

### 実施施設【にじいろほいくえん】

※にじいろほいくえんは県へ病児保育の開始届を提出し、施設で病児保育を行っています。

市で行っている事業ではないため、詳細は施設へお問い合わせください。

連絡先◇にじいろほいくえん（Tel080-3670-6392）



## ◆一時保育【実施園：恵・熊味・くさの実・福地北部・にしのまち・室場・一色西部・一色東部・白浜・

### 鳥羽保育園・吉田みやこ認定こども園・はずみやこ幼稚園】

一時保育は、保護者の傷病・入院・事故・育児疲れ・不定期な就労・求職活動等により、家庭で保育が受けられない児童を緊急・一時的に保育するサービスです。

利用できるのは、市内在住で、生後57日（くさの実）・3か月（熊味）・6か月（恵・福地北部・室場・白浜）・10か月（吉田みやこ）・1歳（にしのまち・一色西部・一色東部・鳥羽・はずみやこ）以上の就学前までの児童です。

保育時間◇平日：午前8時～午後4時 土曜日：午前8時～正午（日曜日・祝日・年末年始はお休み）

※一色東部および白浜保育園は、月～金は午後6時までの延長保育あり

※一色西部保育園・一色東部保育園・鳥羽保育園・吉田みやこ認定こども園・はずみやこ幼稚園は、土曜日は一時保育を実施しません。

保育期間◇3歳未満児…1か月19日以内、3歳以上児…1か月14日以内

※最長6か月（定員に余裕があれば更新可能）

※年齢は、利用年度4月1日現在の満年齢です。

利用料◇3歳未満児…1日あたり2,000円（延長300円/時 延長保育は一色東部・白浜のみ実施）

3歳以上児…1日あたり1,000円（延長200円/時 延長保育は一色東部・白浜のみ実施）

給食費……………1日300円程度（実費負担）

※利用料の年齢は、利用年度4月1日現在の満年齢です。

※8時間に満たない保育の場合も利用料は時間計算しません。

※当日のキャンセルは有料です。

申込◇利用希望園に連絡してください。

【公立園】利用月前月15日までに利用希望の実施園へ利用申込書を提出。

【私立園】園によって申込方法・期日が異なります。詳細は各園にご確認ください。

※市内の住所登録が分かる書類（運転免許証または保険証など）を持参してください。

無償化◇保育園等を利用しておらず、保育の必要性の認定2・3号（3歳未満児は非課税世帯）に該当する児童は、利用料が無償化の対象になる可能性があります。なお、無償化の対象になる場合は、事前に給付認定申請を行う必要がありますので、保育課にお問い合わせください。



## 8 申込から入園までの流れ ※申込書等は市ホームページからダウンロードできます。

### ▼4月1日 入園の場合

### ▼年度途中 入園の場合

①申込書類の準備 保育課窓口・西尾市ホームページで入手

4月1日入園の場合…入園年度の前年8月

年度途中入園の場合…随時

②認定申請・入園申込・面接

**令和8年度入園 第1次  
募集は終了しました。**

第2次募集 12月22日(月)～1月8日(木)

申込方法は1次申込と同じ。

園の空き状況は受付初日から公開します。

面接(3歳以上児)9月中旬～10月下旬

第1希望の園で行います。

面接の日時は、申込完了後メールで通知されます。

②認定申請・入園申込 所定の申込期間

(令和8年度から毎月1日付の入園のみとなります。)

保育課に申込書類を提出してください。  
書類の確認・受付を行います。

**注意！保育課窓口の予約が必要です。**

西尾市公式LINEから、申込書類の提出日時  
の窓口を予約してください。

予約がない場合、受付できないことや、長時  
間お待ちいただく可能性があります。



③認定・入園審査・実態調査・入園調整

4月1日入園の場合…第1次 11～12月

年度途中入園の場合…所定の申込期間後

第2次 1月

第3次(随時) 2月

市では申込書等により、認定・入園の基準を満たしているかを審査し、必要に応じて保護者の就労状況  
の実態調査を行います。また、定員を超える申込のあった園の場合、入園調整を行います。

選考基準等により、保育を必要とする程度の高い方を優先します。入園決定まで、入園可否についてのお問い合わせはご遠慮ください。

④入園決定 12月下旬

市から「認定通知」、「入園承諾書」、「園からののご案内」等を郵送。

3歳未満児は面接の案内も同封します。

面接(3歳未満児)1月中旬～2月下旬

④入園決定 入園申込締め切り後10日程度

「認定通知」、「入園承諾書」、「利用者負担額決定  
通知書」等を保育課で渡します。

⑤健康診断・用品購入など 2月上旬～3月上旬

入園決定園で行います。

詳細は12月下旬に送付する「園からののご案内」を  
確認してください。

⑤面接・用品説明など 入園決定後～入園日

保護者が園へ連絡し、面接の日時を決めます。  
指定の日時に、入園児童と一緒に園に行き、園での  
生活や用品等について説明を受けます。

入 園

## 9 認定申請・入園申込に必要なもの（4月入園用）

★＝市ホームページからダウンロードできる書類

必要な書類等が不足、または不備がある場合は受理できません（◆は除く。）ので、不明な点は保育課におたずねください。

| 対象者（書類等を用意する方）                                                 |                         | 提出または持参が必要な書類など                                                                   | 配布場所                       | 記入者等                     |
|----------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 申込者全員                                                          |                         | 保育園・認定こども園（保育園コース）入園申込書★<br>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書★<br>土曜日保育希望調査票★          | 保育課、園                      | 保護者本人                    |
| 同一生計の <u>祖父母（65歳未満）</u><br>◆                                   |                         | 保育の利用を必要とする証明自己申告書★<br>（就労している方のみ）（おじおばの証明は不要）                                    | 保育課、園                      | 祖父母                      |
| 保育を必要とする理由が、<br><b>就労・育児休業（特例）</b> の方                          |                         | <b>就労証明書</b> ★<br>＊就労証明書の有効期間は証明日から3か月                                            | 保育課、園                      | 勤務先<br>保護者本人<br>（自営業主のみ） |
| 父母が、<br><b>自営業（個人事業主）・<br/>農漁業（個人事業主）</b> の場合<br>※会社役員の方は不要です。 |                         | 所得税の確定申告書または市県民税申告書の写し（いずれも直近のもの）<br>＊入園までに開業される方は、市税務課等に提出する「個人事業の開業届出書」の写し      | 税務署<br>税務担当課               | 申告者本人                    |
| 保育を必要とする理由が、<br><b>出産</b> の方                                   |                         | <b>母子健康手帳</b><br>（出産予定日が記載されているページ）                                               | 保健センター                     | 医療機関<br>保護者本人            |
| 保育を必要とする理由が、<br><b>疾病・障害（保護者本人）</b> の方                         |                         | <b>医師の診断書</b> ★<br>（等級によっては、身体障害者手帳・精神障害者手帳などの写しでも可能な場合があります。）                    | 保育課、園<br>医療機関<br>福祉課など     | 医療機関<br>福祉課など            |
| 保育を必要とする理由が、<br><b>介護等（家族に対する）</b> の方                          |                         | <b>介護・看護等証明書</b> ★                                                                | 保育課、園                      | 医療機関など                   |
| 保育を必要とする理由が、<br><b>就学</b> の方                                   |                         | 在学証明書（卒業予定日がわかるもの）<br>授業の時間割表 年間予定表                                               |                            | 学校                       |
| 保育を必要とする理由が、<br><b>求職活動</b> の方（特例）                             |                         | <b>同意書</b> ★                                                                      | 保育課、園                      | 保護者本人                    |
| 転入予定の方で、<br>マイナンバーが未記入の方<br>◆                                  | ①市民税が給与から引かれて<br>いる方    | 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の写し                                                 | 6月から7月に勤務先から届きます。          |                          |
|                                                                | ②市民税を納税通知書で直接<br>納めている方 | 市民税・県民税納税通知書の写し                                                                   | 6月に市区町村から届きます。             |                          |
|                                                                | ③上記の書類が用意できない方          | 市民税・県民税課税（非課税）証明書                                                                 | 各年1月1日現在に住民登録のある市区町村の税務担当課 |                          |
|                                                                | ④未申告の方                  | 市・県民税が未確定の方は、至急申告を済ませ、証明書を提出ください。                                                 |                            |                          |
| ※課税証明書等の必要年度については、P9「▼保育料・副食費の算定年度について」をご参照ください。               |                         |                                                                                   |                            |                          |
| <b>長時間保育を希望する方◆</b>                                            |                         | <b>長時間保育利用申込書</b> ★<br>※入園（利用開始）後、利用確認のため、タイムカードまたは出勤簿を在籍園へご提出いただく場合があります。（父・母分）。 | 保育課、園                      | 保護者本人                    |
| <b>保育料の口座振替登録がない方◆</b>                                         |                         | <b>西尾市市税等口座振替依頼書</b><br>※提出不要な場合があります。（P10「口座振替について」参照）                           | 西尾市内の金融機関<br>保育課、支所、園      | 保護者本人                    |

## 10 保育料・副食費について

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始されました。

西尾市では、国の法律改正に伴い、保育料（施設を利用する場合の利用者負担額のこと。以下『保育料』と言います。）と長時間保育料の一部を無償化しますが、給食費のうち副食費分について、3歳以上児の市町村民税所得割課税額が一定額以上の世帯を対象に別途徴収させていただきますので、ご承知ください。

保育料および副食費は、基本的には児童の父母の市町村民税所得割課税額の合計額と児童の年齢区分により決定されます（下表参照）。ただし、父母の課税状況によっては、祖父母の市町村民税所得割課税額を算定に使用する場合もあります。

なお、課税資料が無い場合、父母の税額が不明な未申告世帯の場合、児童の年齢の最高額の保育料・副食費（下表最下段の第11階層）を納めていただきますので、ご注意ください。

西尾市保育料・副食費一覧表 (R1. 10. 1 改定) 年齢は R8. 4. 1 現在の年齢です

| 階 層 区 分 (※1) |                                           | 3歳未満児           | 3歳以上児 |                              |
|--------------|-------------------------------------------|-----------------|-------|------------------------------|
|              |                                           | 保育料<br>(副食費を含む) | 保育料   | 副食費                          |
| 1            | 生活保護法による被保護世帯                             | 0円              | 0円    | 0円                           |
| 2            | 市町村民税 非課税世帯                               | 0円              | 0円    |                              |
| 3            | 市町村民税所得割非課税世帯または<br>市町村民税所得割課税額 48,599円以下 | 9,000円          | 0円    |                              |
| 4            | 48,600円～57,699円                           | 12,600円         | 0円    | 4,500円 (※3)<br>(ひとり親等世帯のみ0円) |
|              | 57,700円～74,999円                           |                 |       |                              |
| 5            | 75,000円～77,100円                           | 18,800円         | 0円    | 4,500円<br>(※3)               |
|              | 77,101円～96,999円                           |                 |       |                              |
| 6            | 97,000円～109,999円                          | 21,800円         | 0円    |                              |
| 7            | 110,000円～139,999円                         | 27,800円         | 0円    |                              |
| 8            | 140,000円～168,999円                         | 34,800円         | 0円    |                              |
| 9            | 169,000円～200,999円                         | 40,800円         | 0円    |                              |
| 10           | 201,000円～396,999円                         | 44,800円         | 0円    |                              |
| 11           | 397,000円以上                                | 46,000円         | 0円    |                              |

西尾市特別利用保育利用児保育料・副食費一覧表 (R2. 4. 1 改定)

| 階 層 区 分 (※1) |                             | 保育料(月額) | 副食費(月額) |
|--------------|-----------------------------|---------|---------|
| 1            | 生活保護法による被保護世帯               | 0円      | 0円      |
| 2            | 市町村民税 非課税世帯または市町村民税所得割非課税世帯 |         |         |
| 3            | 市町村民税所得割課税額 77,100円以下       |         |         |
| 4            | 77,101円～211,200円            |         | 3,200円  |
| 5            | 211,201円以上                  |         |         |

(※1) 保育料・副食費を算定する市町村民税所得割課税額には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等を適用しません。

(※2) 私立保育園・認定こども園の副食費は園にて徴収させていただきます。また、副食費は施設ごとに異なります。

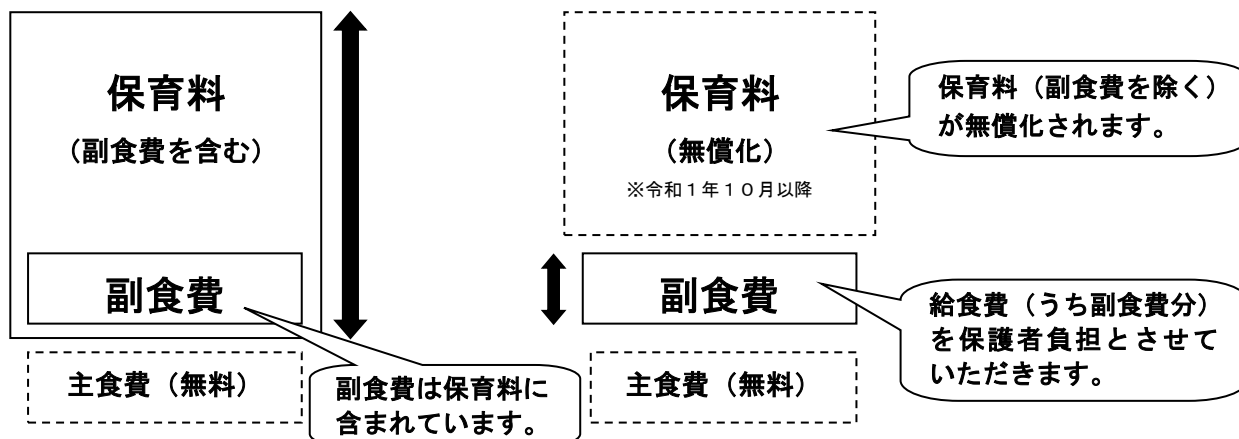
(※3) 土曜日を利用し、給食を受ける場合は、別途1食当たり副食費250円を徴収させていただきます。(3歳以上児のみ)

(※4) 特別利用保育利用児については、8月分の副食費は徴収しません。

### ■保育料と副食費のイメージ

3歳未満児 (0～2歳)

3歳以上児



▼ひとり親世帯または在宅障害児（者）がいる世帯の多子世帯の保育料の軽減（R1.10.1 改定）

| 入園している<br>児童の順位<br>（※1） | 第2階層   | 第3階層   | 第4階層           | 第5階層以上                     |                                                   |
|-------------------------|--------|--------|----------------|----------------------------|---------------------------------------------------|
|                         |        |        |                | 市民税所得割額<br>75,000円～77,100円 | 市民税所得割額<br>77,101円以上<br>（多子世帯軽減対象外）               |
| 第1子                     | 免除（無料） | 1,600円 | 1,600円<br>（※2） | 1,600円<br>（※2）             | 同時入園している場合の<br>保育料、長時間<br>保育料の軽減<br>のみ<br>（下表を参照） |
| 第2子                     | 免除（無料） | 免除（無料） | 免除（無料）         | 免除（無料）                     |                                                   |
| 第3子以降                   | 免除（無料） | 免除（無料） | 免除（無料）         | 免除（無料）                     |                                                   |

（※1） 保護者が養育・監護する子ども全員がカウント対象であり、年齢制限はありません。

（※2） 保育料は1,600円となりますが、長時間保育料は5割軽減となります。

▼多子世帯の保育料、長時間保育料の軽減（H29.4.1 改定）

| 入園している<br>児童の順位<br>（※） | 市民税非課税・市民税<br>所得割額 57,700円未満 |                         | 市民税所得割額 57,700円<br>以上（多子世帯軽減対象外）   |
|------------------------|------------------------------|-------------------------|------------------------------------|
|                        | 第2階層                         | 第3階層<br>第4階層（57,700円未満） |                                    |
| 第1子                    | 10割（軽減なし）                    | 10割（軽減なし）               | 同時入園している場合の<br>保育料、長時間保育料の<br>軽減のみ |
| 第2子                    | 免除（無料）                       | 5割（5割軽減）                |                                    |
| 第3子以降                  | 免除（無料）                       | 免除（無料）                  |                                    |

※ 保護者が養育・監護する子ども全員がカウント対象であり、年齢制限はありません。

▼兄弟姉妹で同時入園している場合の保育料、長時間保育料の軽減（H27.4.1 改定）

| 対象児童      | 保育料       |
|-----------|-----------|
| 最も年齢の高い児童 | 10割（軽減なし） |
| 次に年齢の高い児童 | 5割（5割軽減）  |
| その他の児童    | 免除（無料）    |

※ 兄弟姉妹同時入園の対象は保育園・幼稚園・認定こども園（無認可保育園は除く）・児童発達支援などの利用児童です。

※ 所得に制限はありません。

※ 多子世帯の保育料、長時間保育料の軽減に該当する場合は、多子世帯の軽減が優先されます。

▼第2子以降の保育料・長時間保育料・副食費の無料化（第2子：R7.10.1 改定、第3子以降：R1.10.1 改定）

| 対象児童  | ※兄弟姉妹の同時入園の条件はありません。                                                      | 保育料        | 長時間保育料     | 副食費        |
|-------|---------------------------------------------------------------------------|------------|------------|------------|
| 第2子   | 保護者が、 <u>18歳まで</u> （高等学校3年生該当年齢の年度末まで）のお子さんを2人以上養育している場合の <u>2番目の児童</u>   | 免除<br>（無料） | 免除対象外      | 免除対象外      |
| 第3子以降 | 保護者が、 <u>18歳まで</u> （高等学校3年生該当年齢の年度末まで）のお子さんを3人以上養育している場合の <u>3番目以降の児童</u> | 免除<br>（無料） | 免除<br>（無料） | 免除<br>（無料） |

▼保育料・副食費の算定年度について

◎令和8年度保育料・副食費の4月分から8月分は令和7年度の市町村民税額によって、9月分以降は令和8年度の市町村民税額によって決定されますので、保育料・副食費は9月分から変更されます。

| 令和8年度 | 4月         | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月         | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|------------|----|----|----|----|------------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 市町村民税 | 令和7年度市町村民税 |    |    |    |    | 令和8年度市町村民税 |     |     |     |    |    |    |

※転入された場合  
の必要課税資料

この期間に在園する場合は、  
令和7年度分の課税資料が必要

この期間に在園する場合は、  
令和8年度分の課税資料が必要

## 11 長時間保育について

午前8時以前、または午後4時以降の長時間保育を利用される方は、利用時間帯に応じて保育料のほかに下表の長時間保育料を納めていただきます。なお、長時間保育料は保育料に加算し、軽減の対象となります。

### ▼長時間保育料（R1.10.1 改定）

| 利用区分 | 利用時間帯<br>(※注各園の開園時間により異なります。) | 長時間保育料（月額）                      |                     |
|------|-------------------------------|---------------------------------|---------------------|
|      |                               | 保育短時間認定（全児童）<br>保育標準時間認定（3歳未満児） | 保育標準時間認定<br>（3歳以上児） |
| Aコース | 午前7時30分～午後4時30分               | 1,000円                          | 0円                  |
| Bコース | 午前7時30分～午後5時30分               | 2,000円                          | 0円                  |
| Cコース | 午前7時30分～午後6時30分               | 3,000円                          | 0円                  |
| Dコース | 午前7時～午後7時30分                  | 4,000円                          | 4,000円              |

認定変更申請（短時間⇄標準時間）は月末を期限とし、翌月適用とします。

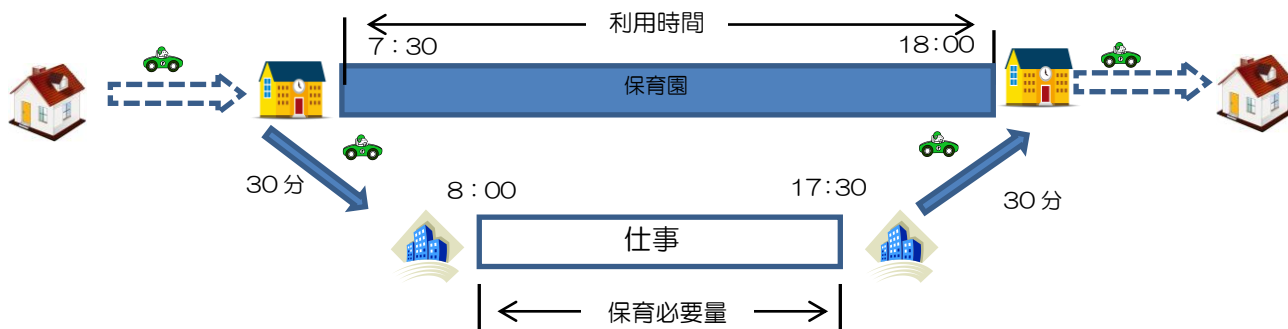
#### ①長時間保育料が無料になる方

・保育料の第1階層、第2階層 ・保育料の第3階層のうち、ひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯

#### ②長時間保育の利用時間帯の考え方

保護者の保育必要量によって利用してください。「就労証明書」に記載された時間に残業時間、通勤時間を加味した時間での利用に限ります。また、園によって開園時間が異なりますのでご確認ください。

#### ■イメージ図（就労時間：8時～17時30分、移動時間：30分の場合）



#### ③月途中の利用開始および利用停止の場合、長時間保育料の日割り計算は行いません。

#### ④曜日によって利用時間が異なる場合、長時間保育料の最も高い利用区分（コース）の曜日の金額を月額とします。

#### ⑤月途中に利用区分（コース）を変更する場合は、変更前後にかかわらず、長時間保育料の高い方の利用区分（コース）の金額を月額とします。

#### ⑥長時間保育の利用を開始または利用区分（コース）の変更をする場合は、利用希望開始日の10日前までに申込書を園へ提出してください。

#### ■口座振替について

保育料・長時間保育料・副食費（公立園のみ）は、申し込みをされた金融機関の指定口座から毎月末（12月は25日）に振替納付されることを原則としているため、保育料・長時間保育料・副食費の振替口座がない保護者は、保育園・西尾市内の金融機関または保育課（支所含む）でお渡しする「西尾市市税等口座振替依頼書」の対象種目「公私立保育園利用者負担額」に〇を付けて、保育園・金融機関または保育課に提出して、振替納付の手続きをしてください。口座振替は依頼書の提出から2か月程度で開始されます。

##### □口座振替を申し込みする必要がない方

- ・兄弟等が保育園に在園し、「保育園保育料」の口座振替をされている方
- ・3歳以上児で、私立保育園に入園希望で、長時間保育を利用しない方

## 12 入園Q & A



西尾市に引越予定ですが、引越前に入園申し込みはできますか？

原則として入園日の10日前までに住民票を西尾市に移してもらうことを前提に申し込みを受け付けます。申込時には認定申請書にマイナンバーの記載をしてください。

公立園と私立園の違いはありますか？

保育料は、公立・私立とも同じです（長時間保育料も同様）。また、保育内容につきましては、各園の特色の違いはありますが、基本的には違いありません。

子どもに軽い障害がありますが、入園できますか？

障害のある児童については、障害の程度が軽度または中度で集団保育になじむことのできる児童を対象に受け付けします。詳しくは保育課におたずねください。

同一生計の祖父母と同居していますが、保育料の算定の対象となりますか？

父母に市民税の課税があれば、祖父母は、算定の対象となりません。ただし、父母の市民税が非課税の場合、祖父母を保育料の算定の対象とする場合があります。この場合、算定対象となる祖父母の年齢制限はありません。

ひとり親世帯ですが、保育料の免除はありますか？  
また、婚姻関係はありますが、事実上離婚状態ですが、ひとり親として認定されますか？

ひとり親世帯の場合も保護者の税額から保育料を決定します。ただし、世帯の課税状況によっては、保育料（長時間保育料）が軽減される場合があります。（P8～10参照）。また、婚姻関係が解消されない場合でも住民票が別かつ家庭裁判所で離婚調停中等の一定の要件を満たせば保育料の算定時にひとり親世帯として特例認定する場合がありますので、保育課へお申し出ください。ただし、この特例認定の場合、ひとり親世帯のための保育料軽減は適用されません。

保育料以外にどのような費用がかかりますか？

保育料以外に給食費（うち副食費）や制服、用品購入費、父母の会費、災害共済掛金等がかかります。

長時間保育を利用するのは月2、3回ですが、長時間保育料の割引はありませんか？

長時間保育は常に一定の職員配置の下で行う保育サービスのため、月額単位の設定をしておりますので、日割り計算を行いません。月数回の利用でも長時間保育料は納付していただきます。

＜お願い＞入園書類提出後または入園後に次のような項目に該当する場合、必ず保育課または在籍園で手続きをしてください。

### ① 入園申込を取り下げる場合

⇒ホームページから取下げ手続きをしてください。

### ② 退園する場合

⇒退園届を保育課または在籍園へ提出してください。

### ③ 家族状況に変更（結婚、離婚、調停、死亡等）があった場合

⇒保護者や同居の祖父母の変更により保育料が変更される場合がありますので、保育課にご連絡ください。なお、保育料が変更される場合は異動または届出の翌月分からになります。また、お子さんを安全に保育するため、園にも変更についてお知らせください。

### ④ 保護者等の就労状況など保育を必要とする理由が変更した場合

⇒「就労証明書」等を（在籍園経由で）保育課に再提出してください。

### ◆保育園・認定こども園管理下で起きたケガなどを保障する災害共済給付制度の加入について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、園の管理下（保育中、園行事、登園中、降園中）で発生した園児の負傷、疾病、障害、事故に対して医療費、障害見舞金または死亡見舞金が支払われる国、保育園・認定こども園の設置者（市または園運営法人）、保護者の3者による公的共済制度です。

西尾市内の公私立保育園・認定こども園では、**入園児童全員の方に入園と同時に、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入**していただくため、同意書（園でお渡しします。）の提出をお願いしています。

# 13 保育園・認定こども園（保育園コース）一覧表



| 地域      | 園名<br>(私)=私立園<br>表示なしは公立園        | 定員<br>(人) | 保育年齢    | 開園時間                  | 特別保育<br>サービス                     | TEL<br>FAX           |
|---------|----------------------------------|-----------|---------|-----------------------|----------------------------------|----------------------|
| (西尾)中央部 | (私) 幼保連携型認定こども園<br>西尾中央幼稚園       | 150       | 生後57日以上 | 午前7時30分～<br>午後6時30分   | —                                | 54-4141<br>F 54-4162 |
|         | (私) 幼保連携型認定こども園<br>ユリアいぶんこども園    | 197       | 6か月以上   | 午前7時30分～<br>午後7時      | 子育て支援センター<br>Tel 57-3798         | 57-3798<br>F 57-7196 |
|         | (私) 恵保育園                         | 210       | 6か月以上   | 午前7時～<br>午後6時30分      | 一時保育<br>子育て支援センター<br>Tel 56-2804 | 56-2606<br>F 56-2694 |
|         | 花ノ木保育園                           | 260       | 6か月以上   | 午前7時30分～<br>午後6時30分   | —                                | 57-2373<br>F 57-2390 |
|         | (私) くさの実保育園                      | 90        | 生後57日以上 | 午前7時～午後7時             | 一時保育<br>子育て支援センター<br>Tel 56-8311 | 56-8301<br>F 56-8361 |
| (西尾)北部  | ハツ面保育園                           | 230       | 6か月以上   | 午前7時30分～<br>午後6時30分   | 休日保育<br>子育て支援センター<br>Tel 57-2602 | 57-3695<br>F 57-7595 |
|         | (私) 幼保連携型認定こども園<br>熊味こども園        | 165       | 生後43日以上 | 午前7時～<br>午後6時30分      | 一時保育<br>子育て支援センター<br>Tel 54-1937 | 56-3377<br>F 56-8883 |
|         | (私) KIRARA 保育園                   | 120       | 生後57日以上 | 午前7時30分～<br>午後7時30分   | 病後児保育<br>保育所地域活動<br>こども発達支援      | 56-8810<br>F 56-9927 |
|         | 米津保育園                            | 214       | 6か月以上   | 午前7時30分～<br>午後6時30分   | 子育て支援センター<br>Tel 77-0182         | 57-3696<br>F 57-7578 |
|         | (私) にしのまち保育園                     | 243       | 6か月以上   | 午前7時30分～<br>午後7時00分   | 一時保育<br>児童発達支援<br>子育て支援センター      | 57-3697<br>F 57-7096 |
| (西尾)西部  | (私) 平坂保育園                        | 140       | 6か月以上   | 午前7時30分～<br>午後7時30分   | —                                | 59-5851<br>F 59-9881 |
|         | (私) なかばた保育園                      | 151       | 生後57日以上 | 午前7時30分～<br>午後7時      | 子育て支援センター<br>Tel 59-1236         | 59-6820<br>F 59-9420 |
|         | (私) 幼保連携型認定こども園<br>矢田わくわくこども園    | 258       | 6か月以上   | 午前7時～<br>午後6時30分      | こども発達支援                          | 65-0736<br>F 65-0737 |
|         | (私) 矢田つぼみ保育園                     | 130       | 生後57日以上 | 午前7時～午後7時             | 休日保育<br>子育て支援センター<br>Tel 58-0365 | 55-4400<br>F 55-4411 |
|         | 寺津保育園                            | 201       | 1歳以上    | 午前7時30分～<br>午後6時30分   | —                                | 59-6439<br>F 59-9413 |
|         | 巨海保育園                            | 78        | 6か月以上   | 午前7時30分～<br>午後6時30分 ◆ | —                                | 59-8590<br>F 59-9412 |
| (西尾)東部  | 三和保育園                            | 179       | 6か月以上   | 午前7時30分～<br>午後6時30分   | —                                | 52-1169<br>F 52-2991 |
|         | (私) 幼保連携型認定こども園<br>mirai と〜ぶこども園 | 106       | 生後57日以上 | 午前7時30分～<br>午後7時      | 子育て支援センター<br>Tel 55-5801         | 52-1516<br>F 52-2934 |
|         | 室場保育園                            | 124       | 6か月以上   | 午前7時30分～<br>午後6時30分   | 一時保育                             | 52-1147<br>F 52-3309 |
| (西尾)南部  | (私) 福地北部保育園                      | 172       | 6か月以上   | 午前7時～午後7時             | 一時保育<br>子育て支援センター                | 57-3804<br>F 57-7346 |
|         | 福地南部保育園                          | 186       | 6か月以上   | 午前7時30分～<br>午後6時30分   | —                                | 56-2286<br>F 56-3476 |

| 地域 | 園 名<br>(私)=私立園<br>表示なしは公立園     | 定 員<br>(人) | 保育年齢      | 開園時間                            | 特別保育<br>サービス | TEL<br>FAX           |
|----|--------------------------------|------------|-----------|---------------------------------|--------------|----------------------|
| 一色 | 一色保育園                          | 162        | 6 か 月 以 上 | 午前 7 時 3 0 分～<br>午後 7 時         | —            | 72-1555<br>F 72-1555 |
|    | 一色西部保育園                        | 112        | 1 歳 以 上   | 午前 7 時 3 0 分～<br>午後 6 時 3 0 分◆  | 一時保育         | 72-8568<br>F 72-8568 |
|    | 一色南部保育園                        | 129        | 6 か 月 以 上 | 午前 7 時 3 0 分～<br>午後 6 時 3 0 分   | —            | 72-8947<br>F 72-8947 |
|    | 一色東部保育園                        | 157        | 1 歳 以 上   | 午前 7 時 3 0 分～<br>午後 6 時 3 0 分◆  | 一時保育         | 72-8567<br>F 72-8567 |
|    | 一色中部保育園                        | 70         | 3 歳 以 上   | 午前 8 時～午後 4 時<br>◆              | —            | 72-8358<br>F 72-8358 |
| 吉良 | 横須賀保育園                         | 229        | 6 か 月 以 上 | 午前 7 時 3 0 分～<br>午後 6 時 3 0 分   | —            | 35-0154<br>F 35-0581 |
|    | (私) 幼保連携型認定こども園<br>吉田みやこ認定こども園 | 120        | 6 か 月 以 上 | 午前 7 時 3 0 分～<br>午後 6 時 3 0 分   | 一時保育         | 65-2371<br>F 65-2370 |
|    | 白浜保育園                          | 101        | 6 か 月 以 上 | 午前 7 時 3 0 分～<br>午後 6 時 3 0 分   | 一時保育         | 32-0242<br>F 32-0242 |
|    | 津平保育園                          | 89         | 6 か 月 以 上 | 午前 7 時 3 0 分～<br>午後 7 時◆        | —            | 35-0456<br>F 35-0456 |
|    | 荻原保育園                          | 105        | 3 歳 以 上   | 午前 7 時 3 0 分～<br>午後 6 時 3 0 分◆  | —            | 32-0324<br>F 32-0324 |
| 幡豆 | 東幡豆保育園                         | 103        | 1 歳 以 上   | 午前 7 時 3 0 分～<br>午後 6 時 3 0 分◆  | —            | 62-2181<br>F 62-2181 |
|    | 幡豆保育園                          | 85         | 6 か 月 以 上 | 午前 7 時 3 0 分～<br>午後 6 時 3 0 分 ◆ | —            | 62-4302<br>F 62-4302 |
|    | ※ 見影保育園                        | 82         | 1 歳 以 上   | 午前 7 時 3 0 分～<br>午後 7 時         | —            | 62-3612<br>F 62-3612 |
|    | 鳥羽保育園                          | 45         | 3 歳 以 上   | 午前 8 時～午後 4 時<br>◆              | 一時保育         | 62-2375<br>F 62-2375 |

※令和9年度から見影保育園は廃園します。

## ■保育時間（園児受入時間）

○平日・土曜日：午前8時～午後4時

○日曜日、祝日、年末年始はお休み

「長時間保育利用申込書」「土曜日保育希望調査票」を提出された方で、その必要を認めた場合は、実施園（上表参照）に限り、平日および土曜日に保育時間を延長（上表の園開園時間参照）します。なお、土曜日保育では、保育の利用が必要なお子さんのみ、保育を行っています。

## ▼共同保育について

一覧表の開園時間に◆がついている園では土曜日および8月13日～15日の3日間は保育を行わず、別の園で共同保育を行います。

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ○巨海保育園の児童        | ⇒ 寺津保育園 で共同保育   |
| ○一色東部、一色中部保育園の児童 | ⇒ 一色保育園 で共同保育   |
| ○一色西部保育園の児童      | ⇒ 一色南部保育園 で共同保育 |
| ○荻原保育園の児童        | ⇒ 白浜保育園 で共同保育   |
| ○津平保育園の児童        | ⇒ 横須賀保育園 で共同保育  |
| ○幡豆、東幡豆、鳥羽保育園の児童 | ⇒ 見影保育園 で共同保育   |



様式第1号

## 保育園・認定こども園（保育園コース）入園申込書

令和\_\_年\_\_月\_\_日

（兼 保育児童台帳）

（宛先）  
西尾市長

提出日を記入

保育園・認定こども園（保育園コース）への入園を次のとおり申し込みます。

入園年の4月1日現在の年齢

＜入園決定園＞

|       |                                                         |                                                                              |         |                                                      |                   |
|-------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------|------------------------------------------------------|-------------------|
| フリガナ  | ニ シ オ ジ ロ ウ                                             | 性別・続柄                                                                        | 児童コード※  | 生年月日（西暦）                                             |                   |
| 入園児童名 | 西尾 二郎                                                   | <input checked="" type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女<br>第 3 子   |         | XXXX 年 X 月 X 日                                       | 3 歳<br>(入園年4/1現在) |
| フリガナ  | ニ シ オ タ ロ ウ                                             | 続 柄                                                                          | 保護者コード※ | 自宅 56 - 2111                                         |                   |
| 保護者氏名 | 西尾 太郎                                                   | <input checked="" type="checkbox"/> 父・ <input type="checkbox"/> 母<br>□その他( ) |         | 携帯<br>(父) 090 - XXXX - XXXX<br>(母) 090 - XXXX - XXXX |                   |
| 住 所   | 西尾市<br>〇〇町3丁目XX番地 市営△△住宅2棟202号室                         |                                                                              |         | その他連絡先 (実家・勤務先・ )                                    |                   |
|       | 西尾市に転入予定の方の現住所<br>〒 西尾市に転入予定の方の現住所 〒444-0000 岡崎市〇〇三丁目XX |                                                                              |         | XXXX - XX - XXXX                                     |                   |

(注) 西尾市に転入予定の方は現住所を記入 記載不要です。

### 1 入園児童の家族の状況

(父母及び入園児童と生計を同じにする同居の世帯員 児童と同一生計の人は全て記入)

| 氏 名<br>(上記入園児童は記載不要) | 入園児童との続柄 | 生年月日(西暦) | 年齢<br>(入園年4/1現在) | 職 業 等    | 備 考           |
|----------------------|----------|----------|------------------|----------|---------------|
| 1 西尾 太郎              | 父        | XXXX・X・X | 31 歳             | 会社員      | R1.9.1より米国赴任中 |
| 2 西尾 花子              | 母        | XXXX・X・X | 30 歳             | パート      |               |
| 3 西尾 一郎              | 兄        | XXXX・X・X | 7 歳              | 小学2年生    | 第1子           |
| 4 西尾 さくら             | 姉        | XXXX・X・X | 5 歳              | 〇〇保育園 年長 | 第2子           |
| 5 西尾 長介              | 祖父       | XXXX・X・X | 63 歳             | 農業       |               |
| 6 西尾 梅子              | 祖母       | XXXX・X・X | 60 歳             | 専従者      |               |
| 7 西尾 ハナ              | 曾祖母      | XXXX・X・X | 84 歳             | 高齢       |               |

ひとり親世帯の場合は「離婚」「未婚」など、配偶者が空欄の理由を備考欄に記入してください。

65歳以上で無職のかたは「高齢」と記入。65歳未満の保育ができない事由のある方は自己申告書を提出してください

### 2 父 母 の 職 業 等

1.会社員（正規・非正規・パート）・専従者（家族従業員）・内職・外交員・公務員・団体職員・育児休業中等  
2.自営業(個人事業主) 3.農漁業(個人事業主) 4.出産(予定日及び出産日 西暦 )  
5.病気・障害(本人) 6.家族介護等(同居家族) 7.その他(求職中・就学・災害復旧・ )

### 3 入園希望期間・入園希望園

「就学前」とは「小学校就始期」までのこと

希望期間 令和XX年4月1日～□令和 年 月 日 ☒就学前

|      |        |      |      |
|------|--------|------|------|
| 第1希望 | 花ノ木    | 第4希望 | 恵    |
| 第2希望 | ユリアいぶん | 第5希望 | くさの実 |
| 第3希望 | 西尾中央   | 第6希望 | 無し   |

希望がない場合は「無し」と記入してください。希望した園のみで調整をします。

兄弟姉妹同時申込の有無のチェックをしてください。

母子父子家庭や障害者等の世帯が受給する手当です。

■在宅障害児(者)の有無  
☐無 ☒有(氏名: 西尾 一郎)  
身障・療育・精神手帳(No. )  
級・判定 ( 1 級・判定)

■手当等受給状況 ※児童手当は記入不要  
☐児童扶養手当(母子家庭等が受給)  
☒特別児童扶養手当  
☐遺児手当  
☐障害基礎年金等  
受給者氏名 ( 西尾 太郎 )

■兄弟姉妹同時申込の有無 ☒有 ☐無  
＜兄弟姉妹同時申込有の場合＞  
☐希望順位が下がっても、同園を希望  
☐別園でも、希望順位を優先

## 記入例

## 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

(宛先) 西尾市長

令和××年××月××日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請にあたって、市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税等に関する課税情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

|                           |                                                                                                                                                              |                                                                    |                                                                      |                   |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------|
| フリガナ                      | ニシオ ジロウ                                                                                                                                                      | <input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女 | 生年月日(西暦)                                                             | 年 齢               |
| 申請に係る<br>小学校就学前<br>子どもの氏名 | 西尾 二郎                                                                                                                                                        | 第 2 子                                                              | ××××年××月××日                                                          | 3 歳<br>(入園年4.1現在) |
| フリガナ                      | ニシオ タロウ                                                                                                                                                      | 個人番号                                                               | △△△△ △△△△ △△△△                                                       |                   |
| 保 護 者 名                   | 西尾 太郎                                                                                                                                                        | 連 絡 先                                                              | (自宅・携帯)(父・母)・その他<br>090-××××-××××                                    |                   |
| 住 所                       | 西尾市<br>〇〇町三丁目××番地<br>市営△△住宅 △棟△△号室                                                                                                                           | 障害者(児)の該当の有無                                                       | <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(氏名) |                   |
| 保育の希望の有無                  | <input checked="" type="checkbox"/> 有 保護者の就労や疾病などの理由により、保育園等の施設の利用を希望する場合(1、2)を記入してください。〈2・3号〉<br><input type="checkbox"/> 無 幼稚園等の利用を希望する場合(1)を記入してください。〈1号〉 | ひとり親世帯の該当                                                          | <input type="checkbox"/> 生活保護の適用(年 月 日保護開始)                          | 該当する場合に記入してください。  |
| 家族の状況(※1)                 | 氏 名                                                                                                                                                          | 生年月日(西暦)                                                           | △△△△ △△△△ △△△△                                                       | 備考                |
|                           | 西尾 太郎                                                                                                                                                        | ××××・××・××                                                         | 父                                                                    |                   |
|                           | 西尾 花子                                                                                                                                                        | ××××・××・××                                                         | 母                                                                    |                   |
|                           | 西尾 一郎                                                                                                                                                        | ××××・××・××                                                         | 兄                                                                    |                   |
|                           |                                                                                                                                                              |                                                                    |                                                                      |                   |
|                           |                                                                                                                                                              |                                                                    |                                                                      |                   |

(※1) 申請に係る小学校就学前子どもは記入不要です。

## 1 利用を希望する期間・希望する施設(事業者)名

|                 |                                                                                                                                 |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用を希望する期間       | <input checked="" type="checkbox"/> 就学前 <input type="checkbox"/> 満3歳前<br>令和 ××年 ××月 ××日から 令和 年 月 日まで                            |
| 利用を希望する施設(事業者)名 | 〇〇〇 保育園<br>(希望理由) <input checked="" type="checkbox"/> 自宅職場に近い <input type="checkbox"/> 兄弟等入園<br><input type="checkbox"/> その他( ) |

(※2) 事業所番号は記入不要です。

## 2 保育の利用を必要とする理由(『保育の希望の有無』欄の『有』に『○』をつけた方のみ記入してください。)

| 続柄 | 保育の認定基準                                                                                                                                                                                                                                                      | 認定区分(※3)                                                                                | 備考 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 父  | <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧<br><input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他( ) | <input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短時<br><input type="checkbox"/> その他 |    |
| 母  | <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧<br><input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他( ) | <input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短時<br><input type="checkbox"/> その他 |    |

(※3) 認定区分は記入不要です。

## 3 支給認定証の交付(支給認定証の交付を希望し)

|                                                                     |                                                       |                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 支給認定証の交付を希望します。 <input type="checkbox"/><br>※交付不要の方はチェックを入れないでください。 | 交付され、交付を希望しない場合、返還が不要な「教育・保育給付認定に係る事項を記載した通知書」を送付します。 | 特段の理由がない場合は、チェックしないでください。<br>チェックすると認定証が交付され、返還するまで保管していただく必要があります。 |
|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|

- ・認定こども園ではこの用紙は使用できません。園へお問い合わせください。
- ・訂正箇所には、銀行の届出印での訂正が必要です。
- ・兄弟姉妹が保育園に在園している場合は提出不要です。
- ・印鑑レス口座を登録する場合、金融機関に問い合わせて、口座振替をできるように手続きを済ませておいてください。

(金融機関用)

## 記入例

西尾市市税等 口座振替依頼書 兼廃止届  
自動払込利用申込書

令和〇〇年×月△日

取扱金融機関 御中

「1」に○をつけてください。  
口座変更の場合でも「1」です。

|    |      |      |
|----|------|------|
| 届出 | 1 新規 | 2 廃止 |
|----|------|------|

数字に○印を付けてください

申請者

住所 西尾市〇〇町××2番地—1

フリガナ

氏名 書類を提出する人(または保護者名)

電話 (××××) ××-××××

西尾市内に店舗のある金融機関に限ります。(ネット銀行不可)

どちらか一方を選択

|                           |                            |          |
|---------------------------|----------------------------|----------|
| 金融機関コード・店コード              | 0 1 2 3 0 1 2              | お届け印     |
| 銀行・信用金庫<br>農協・信用組合<br>信漁連 | 〇〇〇 ×× 支店                  | 西尾       |
| 預貯金種目                     | 1 普通(総合) 2 当座 3 納税準備(税金のみ) |          |
| 口座番号                      | 0 1 2 3 4 5 6              | 2・3枚目も押印 |

|                        |          |          |                            |       |      |       |           |                  |
|------------------------|----------|----------|----------------------------|-------|------|-------|-----------|------------------|
| 種目コード                  | 166 (利用) | 176 (廃止) | 契約種別コード                    | 下記による | 通帳記号 | 1 0 の | 通帳番号(右づめ) | お届け印             |
| 住所                     | フリガ      | 氏名       | ゆうちょ銀行の場合はこちらの枠内に記入してください。 |       |      |       |           | 印                |
| 払込先口座番号 00870-5-960343 |          |          |                            |       |      |       |           | 払込先加入者名 西尾市会計管理者 |

|                                |                    |       |       |       |            |         |             |             |        |         |       |
|--------------------------------|--------------------|-------|-------|-------|------------|---------|-------------|-------------|--------|---------|-------|
| 契約種別コード                        | 35                 | 35    | 35    | 35    | 30         | 30      | 25          | 30          | 30     | 30      | 証印    |
| 対象種目                           | 市県民税               | 森林環境税 | 固定資産税 | 都市計画税 | 軽自動車税(種別割) | 国民健康保険税 | 公立幼稚園利用者負担額 | 公立保育園利用者負担額 | 市営住宅家賃 | 手尿くみ取り料 | 介護保険料 |
| 納税者(納付義務者)名                    | 西尾 太郎              |       |       |       |            |         |             |             |        |         |       |
| ※国民健康保険税及びし尿くみ取り手数料は、世帯主の氏名を記入 | (T S H 55年12月12日生) |       |       |       |            |         |             |             |        |         |       |
|                                | (T S H 年 月 日生)     |       |       |       |            |         |             |             |        |         |       |
|                                | (T S H 年 月 日生)     |       |       |       |            |         |             |             |        |         |       |
|                                | (T S H 年 月 日生)     |       |       |       |            |         |             |             |        |         |       |

「公私立保育園利用者負担額」に○をつけてください。  
※用紙によっては、「公私立保育園保育料」となっている場合もあります。  
同時に他の税についても登録が可能です。引き落としに間に合わない可能性があります。  
上記登録口座から、長時間保育利用と給食費(うち副食費分)が口座振替となります。

納税義務者名は  
両親と子どもが同居している家庭は、  
子どもの父の名前を記入してください。  
(母を第1保護者に登録している家庭を除く)  
母子家庭や父母が別住所の場合は、  
子どもの母の名前を記入してください。

\*\*\*必ずお読みください

- ① 申し込み前に、必ず
- ② 国民健康保険税及
- ③ 固定資産税の共有
- ④ 対象種目の市県民税
- ⑤ 口座振替(自動払込)
- ⑥ 市税について、還付金が発生した場合は、申込口座にお返しします。

の氏名をご記入ください。  
(欄)にご記入ください。  
料金は、普通徴収分とします。  
期のものからとなります。

取扱店受付印

## 15 新年度入園について

### (1) 入園申込におけるお願い

#### ◆月間就労時間について

就労証明書に記載する月間合計時間は、お子さんが入園後の実際の就労時間（残業時間を除く）より計算されたものであることを確認してください。毎年、入園してすぐに時間数を減らす等、入園のためだけに時間数を多く書かれる方がいます。そのような事実が認められた場合は、次回の選考上不利になることがあります。また、申し込みの内容が事実と異なる場合は、入園の決定が取消しとなるか、または入園後であっても退園していただく場合があります。

#### ◆家族状況や就労状況の変更について

家族状況や就労状況が変更になる場合は、すぐにご連絡ください。

#### ◆就労調査について

予告なく、就労先の訪問や電話確認を行います。就労が確認できなかった場合は、入園の決定が取消しとなります。入園後であっても退園していただきます。

### (2) 入園調整について

近年、3歳未満児の入園が増加しており、兄弟姉妹が在園している方や、正規社員等の保育を必要とする度合いが高い方でも、ご希望の園に入園できない場合があります。入園先の決定については、以下のとおりに調整を行います。

#### ▼入園調整の日程

◆10月◆ 第1次募集の入園受付後、クラス定員の決定



◆11月～12月◆ 第1次入園調整（※）

\*スムーズに入園調整を進行するため、入園調整期間中は電話による連絡を行いません。入園決定まで入園可否についてのお問い合わせはご遠慮ください。

◆12月下旬◆ 第1次入園調整対象者 入園承諾書の発送

\*承諾書の発送後も、4月1日入園申込締切日（令和8年2月13日）までは、退園や入園申込取下等に関わる入園調整を行います。繰り上げがある場合には、保育課から個別にご連絡します。

\*なお、未転入者へは、入園予定園の健康診断等のご案内のみ発送します。  
承諾書は、転入後にお送りします。

◆1月～2月◆ 第1次決定の繰り上げ調整、第2次・3次（随時）入園調整、  
第2次・3次調整対象者 入園承諾書の発送

\*繰り上げ調整により決定園が変更となる場合は、保育課から個別にご連絡します。

#### ※入園調整の方法について

- ・西尾市保育園・認定こども園入園選考基準指数表に基づいて指数を計算し、指数の高い順に入園を決定します。（P19をご参照ください）  
先着順ではありません。
- ・第1希望園に入園できなかった場合、第2希望園、第3希望園・・・と、入園先が決まるまで順番に調整を繰り返します。
- ・原則、入園希望が出されている園のみで調整を行います。

#### (4) 新年度入園Q & A



現在育児休業中ですが、4月に入園する場合はいつまでに職場復帰すればよいですか？

4月中に職場復帰が必要です。  
なお、3歳以上児に限り、保護者が育児休業中であっても入園が可能な場合がございます。  
詳しくはP4 **5**をご参照ください。

認定こども園の幼稚園コースに在籍中ですが、同園の保育園コースを希望の場合、申し込みは必要ですか？

申し込みは不要です。在籍している園を通じて、別途書類の提出が必要になります。速やかに園へご報告ください。

就労証明書が期限までに間に合わない場合はどうしたらよいですか？

「就労予定」で電子申請後、10月15日（水）までに書類を保育課へ提出してください。電子申請時は記入前の証明書等を添付し、就労時間等はおおよその時間を入力してください。  
10月15日（水）に間に合わない場合は、保育課までご連絡ください。受付ができないこともございます。

申し込み後に希望園を変更したい場合はどうしたらよいですか？

10月15日（水）までに保育課へご連絡ください。それ以降は、入園調整が一通り終了するまで変更することはできません。

出産のため入園希望ですが、出産日以降も継続して入園することができますか？

3歳未満児は、産後8週間まで在園が可能です（月末まで）。3歳以上児は、産後8週間経過後も、保育を必要とする理由があれば在園が可能です。

時短勤務予定ですが、会社とまだ相談していません。どうしたらよいですか？

時短勤務になる可能性が高い場合は、申請時に時短勤務の時間を入力してください。未定の場合は、備考欄に時短勤務予定であることと勤務時間帯を入力して申請してください。

保育園と幼稚園で迷っています。どちらも申し込みしておいて、一方を辞退することは可能ですか？

保育園と幼稚園の両方に同時に申し込みすることはできません。一方の申し込みを取下げた後であれば申し込みは可能ですが、受付期間を過ぎている場合は、入園ができないことがあるのでご注意ください。

申し込み時点でまだ生まれていない子どもの申込はできますか？

可能です。ただし、園の保育可能年齢に達するまでは入園できません。また、4月に入園する場合は、4月中に保育可能年齢に達する必要があります。

現在2歳で在園している子どもがおり、1月上旬に出産予定です。出産日によっては、2月末退園になるかもしれないので、4月の申し込みをしてもよいですか？

申し込みが可能です。出産日が令和8年1月3日（土）以降であれば、継続して在園が可能なので、わかり次第4月分の申し込みを取下げてください。  
なお、一度退園になった場合、元の園に必ず戻ることができるわけではありません。

# 入園選考基準指数表

## 基準指数

| 入 園 基 準               |                               |                                  | 指 数 |    |
|-----------------------|-------------------------------|----------------------------------|-----|----|
| 類型                    | 細 目                           |                                  | 父   | 母  |
| 1 就 労                 | 外 勤<br>・<br>自 営<br>・<br>農 漁 業 | 月155時間以上勤務                       | 15  | 15 |
|                       |                               | 月150時間以上勤務                       | 14  | 14 |
|                       |                               | 月140時間以上勤務                       | 13  | 13 |
|                       |                               | 月130時間以上勤務                       | 12  | 12 |
|                       |                               | 月120時間以上勤務                       | 11  | 11 |
|                       |                               | 月115時間以上勤務                       | 10  | 10 |
|                       |                               | 月110時間以上勤務                       | 9   | 9  |
|                       |                               | 月100時間以上勤務                       | 8   | 8  |
|                       |                               | 月 90時間以上勤務                       | 7   | 7  |
|                       |                               | 月 80時間以上勤務                       | 6   | 6  |
|                       |                               | 月 70時間以上勤務                       | 5   | 5  |
|                       |                               | 月 60時間以上勤務                       | 4   | 4  |
|                       | 育休中(入園年度中に職場復帰。3歳以上児のみ)       |                                  | 9   | 9  |
|                       | 自営業<br>専従者                    | 月155時間以上従事                       | 11  | 11 |
|                       |                               | 月120時間以上従事                       | 8   | 8  |
|                       |                               | 月 90時間以上従事                       | 6   | 6  |
| 月 60時間以上従事            |                               | 3                                | 3   |    |
| 内職・その他                | 月120時間以上従事                    | 4                                | 4   |    |
|                       | 月90時間以上従事                     | 3                                | 3   |    |
|                       | 月60時間以上従事                     | 2                                | 2   |    |
| 2出産                   | 出 産                           |                                  | —   | 11 |
| 3 病 気 ・ 障 害           | 入 院                           |                                  | 15  | 15 |
|                       | 自 宅<br>療 養                    | 常時寝たきり                           | 15  | 15 |
|                       |                               | 常時安静                             | 10  | 10 |
|                       |                               | 通院                               | 6   | 6  |
|                       | 障 害                           | 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害保健福祉手帳1級 | 11  | 11 |
|                       |                               | 療育手帳B判定・精神障害保健福祉手帳2級             | 9   | 9  |
|                       |                               | 身体障害者手帳3級、療育手帳C判定、精神障害保健福祉手帳3級   | 6   | 6  |
|                       | 介 護<br>認 定                    | 要介護度3～5                          | 9   | 9  |
| 要介護度1～2               |                               | 6                                | 6   |    |
| 4介護等                  | 入院付添・<br>自宅介護                 | 月120時間以上の付添・介護が必要な場合             | 8   | 8  |
|                       |                               | 月60時間以上の付添・介護が必要な場合              | 5   | 5  |
| 5災害                   | 家庭災害、家屋損傷、その他災害               |                                  | 適 宜 |    |
| 6 特 例                 | 就 学                           | 月120時間以上就学                       | 6   | 6  |
|                       |                               | 月60時間以上就学                        | 4   | 4  |
|                       | 求 職 中                         | ひとり親世帯非該当                        | 1   | 1  |
|                       |                               | ひとり親世帯又は両親不存在世帯                  | 適 宜 |    |
|                       | 育児休業中(3歳以上児のみ)                |                                  | 1   | 1  |
|                       | 虐待                            |                                  | 適 宜 |    |
| その他、前各号に類する保育を必要とする状態 |                               | 適 宜                              |     |    |
| 基準指数                  |                               |                                  |     |    |

選考にあたり、上記基準に世帯等の状況を加味したうえで、保育を必要とする程度を総合的に判断し、入園者を決定する。

